

令和7年度はじめてのおともだち事業 利用案内

(私立認可保育園・認定こども園・地域型保育事業での未就園児の定期的な預かり事業)

世田谷区では、私立認可保育園・私立認定こども園・地域型保育事業の0～2歳児クラスの空き定員の範囲内で、0～2歳児クラス年齢の未就園のお子さんを週1～2回、原則2か月間お預かりする「はじめてのおともだち事業（未就園児の定期的な預かり事業）」を、令和7年度も以下のとおり実施します。



☒ この事業の目的は何ですか？

他のお子さんや保育者など、家族以外の多様な人との関わりを経験し、遊びを通じて子どもの発達を促すことや、家庭で子育てをしている保護者の方の孤立防止や育児不安軽減等のための支援を目的としています。

☒ 利用対象となるお子さん

対象年齢を0～2歳児クラスに拡大しました

次の要件をすべて満たすお子さんが対象です。

- ①利用月に生後5または6カ月以上～3歳未満（3歳の誕生日を迎えた年度末まで）
- ②世田谷区内在住
- ③週1日または週2日、決められた曜日に2か月間利用できること
- ④利用期間中に保育所等に在籍していないこと



☒ 実施施設

当事業を実施する施設を区ホームページ（ページID：10741）▶▶にて公開します。（令和7年3月4日（火）以降公開）



☒ 利用期間

2か月間、週1～2日の利用となります。
契約の延長や更新はありません。



※注意！

- ①施設があらかじめ設定した受入枠（原則として月～金曜日の中で週1日または2日）に対して利用が可能です。
- ②利用期間中に通常保育の入園内定があり、利用施設の空き定員が減少した場合、1か月で利用終了となる場合があります。

預かり時間と利用料金

1日8時間以内で、預かり時間と利用料金は施設ごとに異なります。

【標準的な利用料金】

- ・利用時間が4時間以下の場合・・・日額 1,100 円
- ・利用時間が4時間を超える場合・・・日額 2,200 円

※料金には食事代が含まれます。このほかに、おむつ代やその他保育に必要な費用がかかる場合があります。



利用料金の割引

お子さんが第二子以降の方と、一時預かり割引パスポートをお持ちの方は利用料金が全額割引されます。利用前に施設にお申し出ください。

※一時預かり割引パスポートは、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満相当世帯の方が申請できます。申請手続き等詳細は区ホームページ（ページID：10739）よりご確認ください。



利用方法

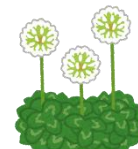
申込書（区ホームページからダウンロードできるほか、実施園でも配布します）に必要事項を記入して、実施園まで直接お持ち込みください。

★4月の利用者は抽選により決定します！

令和7年4月からの利用は、受付期間中の申込者の中から抽選により利用順位を決定します。抽選の結果、利用順位が1番の方から順に利用内定となり、4月利用の受入枠が全て埋まった段階で、以降の利用順位の方は利用待機となります。

【受付期間】令和7年3月5日（水）～3月13日（木）

【抽選日】令和7年3月14日（金）に各施設にて実施



※令和7年5月以降の利用は、4月利用の申込があった方の次順位で、先着順で随時申込を受け付けます。

※年度途中で生後5か月または6か月に達する方は、お子さんの誕生日に応じた利用開始可能月の前月1日から申込可能です。（区ホームページに早見表があります）

当事業は空き定員の範囲で実施するため、利用枠には限りがあります。
年度途中で当事業の受入枠がなくなった場合や、利用希望者が多い場合には、利用に至らない場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

世田谷区 子ども・若者部 保育課

保育育成支援担当 電話 03-5432-2320

制度の内容や手続きの詳細については、区ホームページをご確認ください。

